

## 【声明1】憲法解釈変更による「集団的自衛権」の行使を許さない取り組みを広げましょう

戦後の日本は、無謀な侵略戦争への反省に立って、第9条の戦争放棄を重要な柱とする日本国憲法を確定しました。その後、朝鮮戦争を契機にアメリカの指示で自衛隊がつくられ、再軍備が進められました。しかし、世界でも有数の軍備を持つに至った自衛隊も、ヴェトナム戦争に参加せず、アフガニスタン・イラクでの活動は「非戦闘地域」での「後方支援」「人道復興支援」に限られました。憲法第9条が日本の軍事大国化を阻止する役割を果たしてきたのです。現在の安倍内閣の「集団的自衛権」行使への転換の企ては、こうした9条による規制を取り払って戦争する国にすることをねらうものです。

安倍内閣は、9条改憲のための迂回路として、両院の3分の2という発議条件を引き下げる96条改憲を打ち出しました。しかし改憲派を含めた予想外に強い世論の反対に直面すると、閣議決定で憲法解釈を変更し、集団的自衛権を合法化するという作戦に変更しました。そのために内閣法制局長官を更迭して変更容認の人物を長官にすえ、解釈改憲賛成派だけでつくった首相の私的な「安全保障の法的基盤の再検討に関する懇談会」（安保法制懇）に報告書を出させて、閣議決定に持ち込んだのです。

安保法制懇座長代理の北岡伸一氏は「憲法に固執して国家の安全を忘れるな」（『中央公論』14年6月号）という論文で、憲法は「所詮は国内の最高法規」に過ぎず、「いかに安全を守ることが第一」と述べている人物です。去る5月15日に出された安保法制懇報告書は、憲法をおとしめ、平和主義を骨抜きにしようとしながら、そのために憲法の文言を利用するというやり方によって恥じません。「あるべき憲法解釈」として「憲法第9条第1項の規定は、わが国が当事国である国際紛争の解決のために武力による威嚇または武力の行使を行うことを禁止したものと解すべきであり、自衛のための武力の行使は禁じられておらず、またPKO等や集団安全保障措置への参加といった国際法上合法的な活動への憲法上の制約はないと解すべきである」という理屈を展開しています。9条を、自分から戦争してはいけないが、他国の戦争に参加するのは許されると読めというのは、子どもだましとすら言えません。

こうした牽強付会のやり方で首相に集団的自衛権合憲の論拠を提供し、さらにそれを首相が、これで公的な議論を経たかのように扱い、与党の密室協議を経て閣議決定に持ち込むというのは、憲法が権力を縛るという立憲主義を真っ向から踏みにじるものです。国民の声を聞こうともせず、まともに説明しようとするしない安倍首相の政治手法は、民主主義から大きく道を踏み外した専制政治と言っても過言ではありません。

現在、日本の侵略戦争を反省せず逆に賛美する歴史観をもとにした教科書をつくり、実際に使わせるために、教科書検定制度と教育委員会制度の改悪がはかられています。道徳の教科化なども含めたこの一連の「安倍教育改革」のねらいは、国家に従順な、戦争をになう国民づくりにあり、集団的自衛権行使への動きと一体のものです。これらの動きを許せば、やがて子どもたちを戦争に行かせることになりかねません。

今年は第一次世界大戦開始100年にあたります。不信と恐怖から張り巡らされた軍事同盟が、テロ事件をきっかけに芽づる式に諸国を戦争に巻き込み、何の利害関係もない国同士までが戦う、初の世界大戦に拡大した歴史から学ぶ必要があります。従属的軍事同盟である日米安保条約の下で軍事大国化の歯止めとなってきた憲法9条を解釈改憲し、集団的自衛権行使を認めたら、アメリカの戦争に参加を拒否できなくなる事は明らかです。それは米軍基地の75%が集中する沖縄を更なる危険にさらし、東アジアばかりでなく世界の緊張を高めることになるでしょう。今必要なのは、対話と交流・平和的貢献を進め、軍事的緊張を解きほぐすことではないでしょうか。

世論調査では、集団的自衛権行使容認反対が賛成を上回っています。与党や保守派の中にも、閣議決定による解釈変更には反対という人々がたくさんいます。今年4月には解釈改憲に反対する学者らの「立憲デモクラシーの会」、5月には元内閣法制局長官や改憲論者を含む憲法研究者らが行使容認に反対して「国民安保法制懇」を作り、活動を始めています。「憲法9条にノーベル平和賞を」という推薦をノーベル委員会が受理したという報道もあります。歴史教育・社会科教育にたずさわる私たちは、日本の未来のため、子どもたちのために広範な人々と手をつないで、憲法解釈変更による「戦争する国へ」の道に反対し、日本国憲法第9条と平和主義を守り抜きましょう。

## 【声明2】教科書検定・採択への政治介入を許さず、より良い教科書を子どもたちの手に

安倍政権は、日本を海外で戦争できる国、「世界で一番企業が活動しやすい国」にしようとし、その一環として「教育再生」政策を、強引に推進しています。それは、教科書の問題でみれば、検定などを通して作成段階で統制し、さらに教育委員会を弱体化し、首長の教育に対する権限を強め、教科書の採択にまで介入できるようにしようとするものです。

2015年は中学校教科書検定と採択の年です。2011年採択では、日本の戦争を自衛戦争とし、改憲に誘導する育鵬社版歴史・公民教科書が、13地区（歴史・公民9地区、歴史のみ2地区公民のみ2地区）と1都3県の中高一貫校と特別支援学校で採択されました。「つくる会」系教科書が問題になってから15年たちますが、歴史3.7%、公民4%と採択をふやしているだけでなく、他の教科書記述に影響を与えています。

文科省は2014年1月に検定基準を、4月には検定審査要項を改定しました。改定の主な内容は、①近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項の記述について、通説的な見解がないことを明示し、子どもが誤解するおそれのある表現がないこと。特定の事柄を強調したり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げないこと。②閣議決定などの政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること。③教育基本法の目標等に照らして重大な欠陥がある場合を検定不合格要件とする、などです。検定が強化され、既に小学校教科書で明らかになったように、中学校教科書でも教科書会社の自主規制が強まる危険性があります。1982年に起きた教科書問題に際し、政府は検定基準に「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」とする「近隣諸国条項」を追加しました。政府はこの条項の見直しはしないといいながら、実質的に骨抜き、無効化しました。

歴史教育者協議会は1949年結成以来、平和的で民主的な主権者育成をめざし、歴史研究の成果に基づく歴史・社会科教育の創造をかかげて活動してきました。現在、史実を歪曲する歴史修正主義が公然と主張されるのは、支配層が戦争責任をあいまいにしてきたことと無関係ではありません。今こそ、歴史と向き合い、子どもたちに史実に基づいた確かな歴史認識を育てる上で学校と教員の役割が重要になっています。

教科書は子どもたちに大きな影響を与える教材です。子どもたちに確かな歴史認識を育て、東アジアの平和をつくる授業のためには、戦争を美化し、改憲をそそのかすような教科書を採択させないことが必要です。検定と採択への政治介入を許さず、教科書を使って授業をする教員と保護者・市民の意見を反映させた教科書選びを実現させるために奮闘しましょう。

2014年8月1日

一般社団法人歴史教育者協議会